

第 836 回 紫波町農業委員会総会議事録

令和 5 年 8 月 21 日開催

紫波町農業委員会

第 836 回紫波町農業委員会総会 議事録

第 836 回紫波町農業委員会総会は、令和 5 年 8 月 21 日、紫波町役場に招集された。

1 開催日時 令和 5 年 8 月 21 日(月) 午後 1 時 30 分から 午後 1 時 58 分

2 開催場所 紫波町役場 301 会議室

3 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について

報告第 2 号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について

日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について

日程第 5 議案第 2 号 農地法適用外証明願に対する可否の決定について

日程第 6 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について

4 出席委員 (12 名)

1 番	蒲 生 庄 平 君	2 番	若 菜 千 穂 君
3 番	大 沼 仁 志 君	4 番	鈴 木 芳 勝 君
5 番	山 田 讓 君	6 番	佐 藤 武 士 君
7 番	菅 川 正 君	8 番	高 橋 伸 夫 君
9 番	横 沢 一 則 君	10 番	佐 藤 廣 志 君
11 番	工 藤 姫 子 君	12 番	岡 市 充 司 君

5 欠席委員 な し

6 遅刻委員 な し

7 紫波町農業委員会会議規則第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により出席した説明員

事務局長 藤 根 あけみ 君

事務局次長 工 藤 信 吾 君

主任 横 沢 三重子 君

○事務局長（藤根あけみ君）

ただ今から、第 836 回紫波町農業委員会総会を開会いたします。

次第に沿って進めさせていただきます。

最初に、岡市会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（岡市充司君）

みなさん暑い中ご苦労様です。改選後最初の農業委員会となります。これから 3 年間どうぞよろしく願います。お盆も過ぎましたけれども全国各地は非常に危険な暑い日が続いております。今日もこのようにかかなり暑いです。そしてまた今年も

また台風の影響によると思われる大雨の洪水被害が各地で発生しました。昨日もそうでしたけれども、急に強い雨が降り出して、短時間ではありましたがかなり驚かされました。皆様の地域では被害はございませんでしたか。これから秋の収穫期に向かうわけですが、何事もなく無事に収穫を終えることができればと願っております。

また、先月の農地の日にちなんだ農地パトロールは大変お疲れ様でした。我々農業委員の活動は月単位と年単位のスケジュールで動いているわけですが、農地利用の最適化という面から見れば終わりのない活動と言えると思います。ぜひ各地域の農事情報を共有し、今後の活動に役立てていただきたいと思います。それでは本日の総会審議よろしく願いいたします。

○事務局長（藤根あけみ君）

ありがとうございます。総会の進行につきましては、紫波町農業委員会会議規則第9条により、会長が議長の任に当たることになってございますので、以後の進行につきましては議長をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

慣例により紫波町農業委員会憲章を朗読いたしますので、委員の皆様はご起立をお願いいたします。私が前文を朗読しますので、委員の皆様は、各項目についてご唱和をお願いいたします。

（憲章を唱和）

○議長（岡市充司君）

ただ今の出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。

○議長（岡市充司君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち業務報告を行います。事務局から業務報告を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

それでは、議案1ページをお開きください。業務報告をいたします。

（業務報告書朗読）

○議長（岡市充司君）

以上で業務報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

○議長（岡市充司君）

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、紫波町農業委員会会議規則第30条の2の規定により、議長において2番 若菜 千穂委員、4番 鈴木 芳勝委員を指名いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日間と決定いたしました。なお、会期中の審議予定については、お手元に配付いたしましたとおりですので、ご了承願います。

○議長（岡市充司君）

日程第 3 報告に入ります。

紫波町農業委員会会長等の専決に関する規程第 2 条第 1 項の規定により専決処分した件数が 6 件ありますので、同条第 2 項の規定により報告いたします。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について

報告第 2 号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案 2 ページをお開きください。

報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出が 4 件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

ページ改めまして、報告第 2 号、紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出が 2 件あり、専決により処理いたしましたのでご報告いたします。

（議案書朗読）

以上です。

○議長（岡市充司君）

以上で報告を終結いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案 5 ページと農地法関係調査資料を併せてご覧ください。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定についてご説明します。

（議案書朗読）

この案件につきましては、8 月 17 日に開催された農地調整小委員会においてご審議いただいております。許可申請に対する許可の決定について、本会のご審議、よろしく願います。

○議長（岡市充司君）

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

ただいま横沢が説明した総会の案件について、調査資料に場所と調査の詳細が記載されております。この農地法関係調査資料を議案書と併せて見ていただければと思います。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議していますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10 番委員。

○10 番（佐藤廣志君）

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について、農地調整小委員会での審議経過をご報告いたします。

付議番号 1 番は、譲渡人は後継者がいないため売却をするものであります。また譲受人は畜産農家であり、牧草を作付けするために買い受けるものです。譲受人はトラクターを所有しており、耕作管理には問題ないと思われま。

付議番号 2 番は、譲渡人は相続で農地を取得しましたが、農地の管理ができないため売却をするものです。当該農地は譲受人の自宅に隣接している農地で、長年、譲受人が管理していた農地であることからこの所有権移転は問題がないと思われま。

以上につきまして、審査内容は調査書に記載されているとおりです。農地調整小委員会の審議では、原案のとおり許可すべきとしたものです。以上が審議経過でございます。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 5 議案第 2 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

工藤事務局次長。

○事務局次長（工藤信吾君）

議案 6 ページをご覧ください。議案第 2 号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてご説明いたします。

(議案書朗読)

本案件につきましては、8月17日に現地調査を行っております。

○議長(岡市充司君)

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果を報告願います。

8番委員。

○8番(高橋伸夫君)

議案第2号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、現地調査の報告をいたします。

8月17日、藤原康則委員、佐々木正明委員と私、事務局工藤次長の4名で現地調査をいたしました。

当該地は、長年、自宅の庭として生垣を植栽し、越境していることに気が付かなかったもので、小さな面積であり、周辺農地に影響はなく、宅地となっても問題はないと見てまいりました。

○議長(岡市充司君)

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

議案第2号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長(岡市充司君)

日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

工藤事務局次長。

○事務局次長(工藤信吾君)

議案書7ページをお開きください。併せて調査資料をご覧ください。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について説明します。

(議案書朗読)

本件につきましては、現地調査を行っております。

○議長(岡市充司君)

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

8番委員。

○8 番（高橋伸夫君）

議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、現地調査の報告をいたします。調査員は前述のとおりです。

当該農地は、道路と宅地に接した生産性の低い農地になります。集落に接続しており周辺農地への影響はないものと見てまいりました。報告を終わります。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

10 番委員。

○10 番（佐藤廣志君）

太陽光発電の建設予定で以前にも現地調査をした経緯がある学校給食センター周辺の地域ですが、圃場整備の関係で田んぼに対する取水が非常に難しくなったことで協議した経緯がありますがその土地と同じ場所になりますか。

○議長（岡市充司君）

工藤事務局次長。

○事務局次長（工藤信吾君）

ただいまの 10 番委員の質問にお答えいたします。昨年に事例があった太陽光発電事業の近隣となる農地に当たりますが、圃場整備された農地や 圃場整備を行っていない 10 ヘクタールを超える大きな農地ではなく、住宅が点在するところの中にある農地ということで第 2 種農地相当と判断した場所であります。以上です。

○議長（岡市充司君）

10 番委員よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり許可相当と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 3 号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

以上、本日予定しておりました日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第 836 回紫波町農業委員会総会を閉会いたします。

午後 1 時 58 分 閉 会

紫波町農業委員会会議規則第 30 条第 2 項の規定により署名する。

紫波町農業委員会 会長

紫波町農業委員会 委員

紫波町農業委員会 委員